

## 開発許可に係る手数料等の徴収について

### 亀岡市手数料徴収条例

#### ○開発許可申請手数料

開発区域の面積	手数料の額(単位:円)		
	自己用		非自己用
	居住用	業務用	
0.1ha未満のもの	8,600	13,000	86,000
0.1ha以上 0.3ha未満のもの	22,000	30,000	130,000
0.3ha以上 0.6ha未満のもの	43,000	65,000	190,000
0.6ha以上 1ha未満のもの	86,000	120,000	260,000
1.0ha以上 3.0ha未満のもの	130,000	200,000	390,000
3.0ha以上 6.0ha未満のもの	170,000	270,000	510,000
6.0ha以上 10.0ha未満のもの	220,000	340,000	660,000
10.0ha以上のもの	300,000	480,000	870,000

#### ○都市計画法第43条の規定に基づく建築等許可申請手数料

面積	手数料の額(単位:円)
0.1ha未満のもの	6,900
0.1ha以上 0.3ha未満のもの	18,000
0.3ha以上 0.6ha未満のもの	39,000
0.6ha以上 1.0ha未満のもの	69,000
1.0ha以上	97,000

#### ○都市計画法第45条の規定に基づく地位承継承認申請手数料

		手数料の額(単位:円)
自己居住用		1,700
自己業務用	1.0ha未満	1,700
	1.0ha以上	2,700
その他		17,000

#### ○開発変更許可申請手数料

- ・限度額870,000円(※詳細な手数料は変更内容によります。)
- ・設計変更は開発区域の面積に応じ開発許可申請手数料で定める額の10分の1の額
- ・その他の変更 10,000円

○都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく建築許可申請手数料 46,000円

○都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等許可申請手数料 26,000円

○都市計画法第47条第5項に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 470円

#### ○都市計画法施行規則第60条証明手数料

- ・許可を受けたことの証明 400円